

第2章 販売

第1 販売の許可（法第5条）

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第6「火薬類販売営業許可申請書」

販売する火薬類の種類欄には、火薬、爆薬、火工品のいずれかを記載すること。なお、火工品にあつては以下に掲げる火工品の種類を記載すること。

- ・ 工業雷管、電気雷管、銃用雷管及び信号雷管
- ・ 実包及び空包
- ・ 信管及び火管
- ・ 導爆線、導火線及び電気導火線
- ・ 信号焰管及び信号火せん
- ・ 煙火（がん具煙火を除く。）
- ・ その他の火工品

(2) 申請時期

火薬類の販売の業を行おうとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を承継した者が新たに許可申請する場合は、アの添付を省略できるものとする。

ア 事業計画書

火薬庫の位置、種類、棟数、付近の状況、保安距離、構造設備の大要並びに貯蔵すべき火薬類の種類及び最大数量を記載すること。なお、火薬庫の設置許可を同時に申請する場合は大要のみを記載すること。

イ 定款の写し

会社にあつては、定款の写しを添付すること。

ウ 火薬庫の設置許可の写し及び直近の保安検査証の写し（既存の火薬庫に貯蔵する場合に限る。）


エ 賃貸契約書の写し又は使用貸借契約書等の写し（他者の火薬庫を占有する場合に限る。）

オ 法人登記簿謄本の写し（申請者が法人である場合に限る。）


カ 戸籍謄本の写し又は住民票の写し（申請者が個人である場合に限る。）

(4) 許可申請時に、次の申請書をあわせて提出すること。

ア 省令様式第7「火薬庫設置等許可申請書」（火薬庫を新規に設置する場合に限る。）

 第3章 貯蔵／第1 火薬庫の設置の許可（24ページ）


イ 細則様式第17号「保安教育計画認可申請書」

 第7章 危害予防規程・保安教育の認可／第2 保安教育計画の認可（138ページ）

2 申請手数料について

(1) 競技用紙雷管のみの許可 25,000円

(2) (1)以外の許可 110,000円

 I 総則／6 申請に必要な手数料（5ページ）

3 許可の基準について

(1) 法第7条第3号に規定する販売の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

(2) 法第7条第4号に規定するその他販売が、公共の安全の維持又は災害発生の防止に支障のないものであること。

4 許可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第2号「火薬類販売営業許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

(1) 申請書の記載事項（販売する火薬類の種類を除く。）、事業計画書の記載事項又は定款の写しについて変更があった場合は、細則様式第27号「火薬類製造（販売）営業許可申請書記載事項変更報告書」を遅滞なく提出すること。その場合、変更内容に応じて必要な書面又は図面を添付すること。

(2) 事業の承継により、火薬庫の承継をした場合は、遅滞なく省令様式第8「火薬庫承継届」を届出すること。

 第3章 貯蔵／第4 火薬庫の承継（48ページ）

(3) 法第 13 条ただし書中「土地の事情等のためやむを得ない場合」には、火薬類の販売業者が火薬庫を共有している場合のほか、次の場合が該当する。

ア 販売業者が輸入した火薬類又は製造業者が製造した火薬類を、販売業者の指示により当該販売業者が取り扱うことなく直接その販売業者の納入先の火薬庫へ納入する場合であって、特定の火薬類を特定の納入先に販売するとき。この場合、次の書類を添付すること。

- ・ 販売業者が販売する火薬類を納入先の火薬庫に納入することについての承諾書
- ・ 販売業者が納入した火薬類が返品された場合の一時的な貯蔵場所として当該火薬庫を使用することについての承諾書
- ・ 当該火薬庫の設置許可の写し及び直近の保安検査証の写し

イ 競技用紙雷管、建設用びょう打ち銃用空包又は模型用ロケットに用いられる噴射推進器及びその点火具のみを販売する販売業者であって、省令第 15 条の表(イ)又は(ロ)に該当する数量の火薬類を省令第 16 条の技術上の基準に従って貯蔵するとき(火薬庫外火薬類貯蔵場所は瑕疵等により返品された火薬類を貯蔵する余裕があること。)。この場合、次の書類を添付すること。

- ・ 火薬庫外火薬類貯蔵場所のみで販売営業が行われる理由書
- ・ 所有している火薬類火薬庫外貯蔵場所指示証の写し
- ・ 火薬庫外火薬類貯蔵場所の構造図及び構造説明書

第2 販売の変更

火薬類の販売については、変更許可の規定がないことから、販売営業の許可区分及び火薬類の種類の変更の他、省令第81条の14に規定する変更の報告をしなければならない事項 ※ 以外について変更しようとするときは、改めて許可を受けなければならない。

※ 省令第81条の14で規定する変更の報告をしなければならない事項（省令第81条の14表5）

- ・火薬類販売営業許可申請書の記載事項（販売する火薬類の種類を除く）に変更があったとき
- ・事業計画書の記載事項に変更があったとき
- ・定款の写しについて変更があったとき

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第6「火薬類販売営業許可申請書」

(2) 申請時期

販売営業の許可区分及び火薬類の種類の変更の他、省令第81条の14に規定する変更の報告をしなければならない事項以外について変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

「第1 販売の許可 1 提出書類」を準用する。

2 申請手数料について

「第1 販売の許可 2 申請手数料について」を準用する。

3 許可の基準について

- (1) 法第7条第3号に規定する販売の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- (2) 法第7条第4号に規定するその他販売が、公共の安全の維持又は災害発生の防止に支障のないものであること。

4 許可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第2号「火薬類販売営業許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 申請書の記載事項（販売する火薬類の種類を除く。）、事業計画書の記載事項又は定款の写しについて変更があった場合は、細則様式第 27 号「火薬類製造（販売）営業許可申請書記載事項変更報告書」を遅滞なく提出すること。その場合、変更内容に応じて必要な書面又は図面を添付すること。

- (2) 販売所を移転する場合においては、改めて許可を受けなければならないが、競技用紙雷管のみを扱う販売業者のうち、省令第 15 条の表(8)に規定する指定都市の長が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵できる量の競技用紙雷管を貯蔵している者が、市内で販売所の移転を行う場合には、省令第 81 条の 14 に基づき変更の報告をすれば足りるものとする。

（平成元年 7 月 1 日元立局第 230 号「火薬類販売営業の許可等について」）

第3 販売営業の廃止（法第16条第1項）

1 届書の提出について

(1) 提出書類

細則様式第14「火薬類製造（販売）営業廃止届」

(2) 届出時期

販売営業の全部又は一部廃止後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

当該販売営業に関する販売営業許可証（販売営業の全部を廃止する場合に限る。）

2 その他

(1) 営業に関する法人格は1つであっても、販売所を2以上有する場合に一部の販売所の廃止を行った場合でも、法第16条第1項に基づく廃止の届出の義務があることに留意すること。

(2) 火薬類の販売所において、その営業に係る火薬類の一部を廃止した場合には、法第16条第1項に基づく廃止の届出の義務があることに留意すること。

(3) 電子申請サービスにより届出する場合は、製造営業許可証を郵送等にて返納すること。